

分別収集計画

令和元年 6 月

北海道奥尻町

分別収集計画目次

1.	計画策定の定義	1
2.	計画策定の基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項	3
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み	5
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1. 計画策定の意義

21世紀を迎え、国を挙げて循環型社会を目指していく環境の世紀において、より一層地方自治体の取組みが重要となってきた。廃棄物行政においても、町民にとって快適で潤いのある生活環境を創造する為には、大量生産、大量消費、大量廃棄型の都市生活型様式を見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を目指していく必要がある。

そのためには、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の減量及び資源の再利用を図る目的で町民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針と実施計画を示すものである。

本町の最終処分場は、現在稼働中であるが本計画により最終処分量を極力減量し、計画する最終処分場の延命化を図ることにも資するものとする。

2. 計画策定の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は以下の通りである。

- (1) 町民が協力し、ごみの減量化に努め、リサイクルを促進する。
- (2) ごみ排出の抑制・リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- (3) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減。
- (4) 地域資源循環型社会の形成。

3. 計画期間

本計画は、令和2年4月を始期とする5ヵ年計画とし、3年毎に見直しを行うものとする。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、飲料用紙製容器、ペットボトルを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

品質ごとの排出量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	7 t	6 t	6 t	6 t	5 t
アルミ製容器	13 t	13 t	12 t	11 t	10 t
無色のガラス製容器	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
茶色のガラス製容器	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
その他の色のガラス製容器	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
飲料用紙製容器	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
段ボール	27 t	25 t	24 t	22 t	20 t
その他の紙製容器包装	52 t	49 t	46 t	42 t	39 t
ペットボトル	25 t	23 t	22 t	20 t	19 t
その他のプラスチック製容器	31 t	30 t	28 t	26 t	24 t
うち白色トレイ	2 t	2 t	2 t	2 t	2 t
合 計	164 t	154 t	145 t	134 t	123 t

別紙—1

○算出根拠表

各容器包装類排出見込み量＝各年度の【ごみ量】×【排出割合】

ごみ量・排出割合・・・平成31年3月に作製した奥尻町一般廃棄物処理基本計画を参考にした。

	年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	ごみ量 排出割合	1,123t	1,058t	990t	918t	841t
スチール製容器	0.6%	7 t	6 t	6 t	6 t	5 t
アルミ製容器	1.2%	13 t	13 t	12 t	11 t	10 t
無色のガラス製容器	0.3%	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
茶色のガラス製容器	0.1%	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
その他の色のガラス製容器	0.3%	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
飲料用紙製容器	0.1%	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
段ボール	2.4%	27 t	25 t	24 t	22 t	20 t
その他の紙製容器包装	4.6%	52 t	49 t	46 t	42 t	39 t
ペットボトル	2.2%	25 t	23 t	22 t	20 t	19 t
その他のプラスチック製容器	2.8%	31 t	30 t	28 t	26 t	24 t
うち白色トレイ	0.2%	2 t	2 t	2 t	2 t	2 t

○人口の推移

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人 口	2,589 人	2,556 人	2,526 人	2,498 人	2,472 人

(各年度末の見込み)

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

容器包装廃棄物の抑制の為、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては町民、事業者、回収業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互協力・連携を図る。

(1) 教育・啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本を活用した教育、標語及び広報誌、町広報無線などあらゆる機会を活用し、町民及び事業者に対して、ごみの排出量の増大、処理経費急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 奥尻町指定ごみ袋の継続

町民にごみの分別をより協力していただく為、燃やせるごみは青色、燃やせないゴミは赤色、の2種類とし、資源ごみは透明もしくは半透明の袋を使用し適正な分別と回収を図り更なる減量化、資源化を推進する。

(3) パンフレットの作成

ごみの分け方・出し方を分かりやすい絵で説明したパンフレットを作成、町民全世帯に無料配布。さらに年間の収集日を定めたごみ収集カレンダーを配布し、容器包装廃棄物の適正な分別及び収集を図る。

(4) 集団回収の支援

空き缶減容器等の無償貸与及び情報等の提供により集団回収システムを支援することとし、ごみ排出抑制効果に充実を図る。

(5) 過剰包装の抑制

小売店での包装方法の簡素化とマイバックの導入を検討する。

(6) 町民参加型の廃棄物減量等推進委員会の設置・協議

平成12年度より町民に委嘱した「奥尻町廃棄物減量等推進協議会」を設置しているが、ごみの減量化方策等、リサイクル対象物等について協議を深め、実効性のある方策を検討、実施していく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

新設する最終処分場の負荷を抑制するとともに、町民に対する適正なサービス度合い等を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別収集区分、実施時期を下記のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出の基準
主としてスチール缶の容器 主としてアルミ缶の容器	缶	中身を全部出して水洗いして出す
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラス瓶	中身を全部出して水洗いして出す
主として紙製の容器であって飲料を充てんする為のもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものは除く）	紙パック（牛乳パック）	切り開いて水洗いし、完全に水切りしてから出す
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんする為のもの	ペットボトル	中身を全部出して水洗いし、フタを取って出す

分別区分と実績時期

分別区分	容器包装廃棄物の種類	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
缶	スチール製容器					
	アルミ製容器					
ガラス瓶	無色のガラス製容器					
	茶色のガラス製容器					
	その他の色のガラス製容器					
紙パック	飲料用紙製容器					
ペットボトル	ペットボトル					

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	2t		2t		2t		2t		2t	
主としてアルミ製の容器	10t		10t		10t		9t		8t	
無色のガラス製容器	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0.1		(合計) 0.2	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0.1	(引渡) 0t	(独自) 0.2
茶色のガラス製容器	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0.1t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0.1t
その他のガラス製容器	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0.1t		(合計) 0.2t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0.1t	(引渡) 0t	(独自) 0.2t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.1t		0.1t		0.1t		0.1t		0.1t	
主として段ボール製の容器	0t		0t		0t		0t		0t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 15t		(合計) 15t		(合計) 14t		(合計) 14t		(合計) 13t	
	(引渡) 15t	(独自) 0t	(引渡) 15t	(独自) 0t	(引渡) 14t	(独自) 0t	(引渡) 14t	(独自) 0t	(引渡) 13t	(独自) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t
うち白色トレイ	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t

別紙—2

○算出根拠表

各容器包装適合物等の量 = 【排出見込量】 × 【回収率】

回収率…対象品目の回収率を下記の通り設定。

- ・ スチール製容器、アルミ製容器、飲料用紙製容器、ペットボトル、平成 30 年度の排出見込量と回収実績より回収率を算出し、平成 30 年度の回収率と設定。回収率を毎年 2%の増加とした。
- ・ 無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器
初年度の令和 5 年度は、ペットボトルの初年度の回収率を参考に 5%とした。
増加率については上記に従う。

○実績からの回収率

		30 年度
スチール製容器	回収実績	1 t
	排出見込量	3 t
	回収率	33%
アルミ製容器	回収実績	10 t
	排出見込量	24 t
	回収率	42%
茶色のガラス製容器	回収実績	0 t
	排出見込量	2 t
	回収率	0%
飲料用紙製容器	回収実績	0.1 t
	排出見込量	2 t
	回収率	5%
ペットボトル	回収実績	15 t
	排出見込量	28 t
	回収率	54%

人口変動率は、少子高齢化及び過疎化の波を受け、奥尻町一般廃棄物処理計画策定のとおり設定した。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
2,589 人	2,556 人 (対前年度比)	2,526 人 (対前年度比)	2,498 人 (対前年度比)	2,472 人 (対前年度比)
	98%	98%	99%	99%

○回収率

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	33%	35%	37%	39%	41%
アルミ製容器	76%	78%	80%	82%	84%
無色のガラス製容器	0%	0%	0%	5%	7%
茶色のガラス製容器	0%	0%	0%	5%	7%
その他の色のガラス製容器	0%	0%	0%	5%	7%
飲料用紙製容器	5%	7%	8%	10%	12%
ペットボトル	62%	64%	66%	68%	70%

○排出の見込み量（再掲）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	7 t	6 t	6 t	6 t	5 t
アルミ製容器	13 t	13 t	12 t	11 t	10 t
無色のガラス製容器	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
茶色のガラス製容器	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
その他の色のガラス製容器	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
飲料用紙製容器	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
ペットボトル	25 t	23 t	22 t	20 t	19 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法

※見込みの算出方法は別紙2による。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

分別収集については、収集運搬効率と町民への適正なサービス提供を考慮し、分別収集にかかる収集、中間処理及びルートは以下に示すとおりである。

収集の係る分別の区分	収集	島内中間処理	ルート
缶	町	委託事業者	独自民間ルート
ガラス瓶・無色・その他	町	委託事業者	独自民間ルート
ガラス瓶（茶色）	町	委託事業者	独自民間ルート
紙パック	町	委託事業者	独自民間ルート
ペットボトル	町	委託事業者	指定法人ルート

11. 分別収集の用に供する施設整備に関する事項

当面は、缶・PETボトルについては、島内中間処理の実施主体である委託業者所有施設にて分別、圧縮及び減容を行うものとする。ガラス瓶については、ガラスカレットにする為の小型破碎機等の設置について検討を進める。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 広報・普及活動

排出抑制を促進するため広報・普及活動として、以下にあげる施策を展開していく。

- ① 広報誌に記事の掲載及び広報無線で町民に周知。
- ② 各種印刷物を町民に配布して意識啓発に努める。
- ③ ごみ処理の現状と、ごみの分別収集の重要性を理解してもらえよう施設見学会を実施しているが、今後も継続的に行っていく。
- ④ ごみ排出抑制、リサイクル啓発の一環として再資源の原材料としてリサイクル製品を役場で一部利用したり、町の催しものに合わせて製品の紹介等啓発を行っているが、今後も継続して行っていく。
- ⑤ 排出抑制及びリサイクル啓発、さらに環境保全への認識を高める目的で新設される中間処理施設に関するビデオを製作し、これを教材等として貸し出しを実施していく。

(2) 回収委託団体等への支援

委託業者等が資源の回収に対する業務が円滑に実施できるよう空き缶、ペットボトルの減容器及び保管場所を無償貸与する等、リサイクルシステムが安定的に継続できるよう支援を図ってきているが、今後も必要な支援を検討・実施していく。

(3) マイバックの導入

日用雑貨販売等に協力を依頼し、レジ袋からマイバックの導入を図ることを検討する。